

キャンター（千葉１１と４２６）法定車検整備外 仕様書

第１節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所（以下「発注者」という。）が依頼するキャンター（千葉１１と４２６）法定車検整備外に適用する。

第２節 業務概要

２－１ 納入場所

納入場所：千葉県香取郡東庄町新宿2276 利根川河口堰管理所

２－２ 契約期間

契約締結の日の翌日から４０日間とする。ただし、法定車検整備に係る点検整備及び諸手続については、車検の有効期間の満了する日までに完了させるものとする。

第３節 業務内容等

３－１ 業務内容

１）法定車検整備

受注者は、次に掲げる車両の法定車検整備を行うものとする。

①三菱／キャンター（千葉11と426）

現在駐車場所：千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6 利根川河口堰管理所

２）車両の詳細は別添「車検証」のとおり。

３－２ 点検整備内容及び数量

別表のとおり

３－３ 車両の引取及び納車

受注者は、２－１に示す納入場所にて自ら車両を引き取り、点検整備完了後に納車を行うものとする。

３－４ その他

受注者が点検整備を行ったうえで、不具合箇所が判明した場合は、ただちに担当職員に報告することとし、発注者が必要と認めたときは設計変更の対象とする。

第４節 疑義

本仕様書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

以 上

件名：キャンター（千葉１１と４２６）法定車検整備外

車両	項目	整備内容等	単位	数量	備考
キャンター（千葉11と426）					
	法定車検整備				
		基本点検整備料	式	1	
		保安確認検査料	式	1	
		車検代行手数料	式	1	
		クレーン定期自主検査料（クレーン等安全規則第34条に定める年間定期自主検査であり、同規則第38条に定める自主検査記録を提出すること）	式	1	
		フロント及びリヤ・ブレーキ清掃	台	1	
		エンジンオイル交換	式	1	
		エンジンオイルエレメント交換	式	1	
		自賠責保険料（12ヶ月契約・自家用普通貨物自動車）	式	1	調査価格 18,230円
		自動車重量税（エコカー外、自家用普通乗用車・初度登録から18年経過・車両重量1.5t～2t）	式	1	調査価格 44,100円
		継続検査手数料（印紙）	式	1	
		引取納車費用	式	1	

自動車検査証

令和 5年 5月 23日

千葉運輸支局長

431230318174

自動車登録番号又は車両番号 千葉 11 と 426		初度登録年月 平成 3年 7月	自動車の種別 普通	用途 貨物	自家用・事業用の別 自家用	型式指定番号	類別区分番号
車 名 三菱			車 体 の 形 状 キャブオーバ				
車 台 番 号 FE437F560462			燃 料 の 種 類 軽油		総排気量又は定格出力 4.21 [㎤] ^{馬力}		
型 式 U-FE437F		原 動 機 の 型 式 4D33		前駆軸重 2020 [㎏]	前駆軸距 [㎏]	後駆軸重 [㎏]	後駆軸距 1510 [㎏]
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
3 ^人	3000 [㎏]	3530 [㎏]	6695 [㎏]	664 [㎝]	198 [㎝]	282 [㎝]	
使用 者 の 氏 名 又 は 名 前 独立行政法人水資源機構 利根川河口堰管理所							
備 考 NOx・PM不適合							

この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

裏面もご覧ください。



T9466ME1789035

国土交通省

3817

A

記録年月日 令和 6 年 9 月 3 日

自動車検査証記録事項

431230318174

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		千葉 1 1 と 4 2 6									
車台番号		F E 4 3 7 F 5 6 0 4 6 2									
登録年月日／交付年月日		令和 5 年 5 月 23 日		初度登録年月		平成 3 年 7 月		有効期間の満了する日		令和 7 年 9 月 13 日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		独立行政法人水資源機構									
所有者の住所		埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 - 2 [11005 0073]									
使用者の氏名又は名称		独立行政法人水資源機構 利根川河口堰管理所									
使用者の住所		千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6 [12807 1875]									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		三菱 [313]									
型式		U - F E 4 3 7 F				原動機の型式		4 D 3 3			
自動車の種別		普通		用途		貨物		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		キャブオーバ [012]				乗車定員		3 人		最大積載量 3000 kg	
車両重量		3530 kg		車両総重量		6695 kg		長さ		664 cm	
前後軸重		2020 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg	
前後軸重		2020 kg		前後軸重		- kg		後後軸重		1510 kg	
燃料の種類		軽油				型式指定番号		類別区分番号			
4. 備考											
[千葉], 継続検査, [OSS] 自動車重量税額 ¥44,100 この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができます。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 13,100 km (令和6年9月3日) [旧走行距離計表示値] 12,900 km (令和5年9月1日) [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 43-00151 以下余白											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9466ME1789035



【注意】 ◎内容を正確のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備えておいてください。

証明書 番号	第 8AC5P6368 号
-----------	---------------

令和 6年 9月 2日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	千葉 11 と 426 FE437F560462	自動車の 種 別	普貨(自)超
保険期間	自 令和 6年 10月 12日 12か月	使用の本拠 の所在地	千葉県
	至 令和 7年 10月 12日 午前12時	保険料	¥18,230
保 住 險 所 契 及 約 び 者 氏 の 名	千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6	指定金融 機関名	
	独立行政法人 水資源機構 利根 川河口堰管理所	保険料収納年月日	
異 動 事 項	令和 6年 9月 2日		
管轄店名 及び 所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町 2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)	扱 者	成田支社 6777 文山自動車 6150

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

自賠責保険についてのご案内

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者※または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金等をお支払いします。(人身事故に限ります。)

※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷 害 に よ る 損 害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後 遺 障 害 に よ る 損 害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸部腹部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死 亡 に よ る 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円まで

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

■保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているかを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引受保険会社から書面により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
- ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由(保険金等をお支払いした時点)
- ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)

また、上記に加えて必要な追加情報も引受保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

証明書 番号	第 8AC5P6368 号	自動車損害賠償 責任 保険	令和 6年 9月 2日 保険料領収証
自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	千葉 11 と 426 FE437F560462	保 険 料	¥18,230
保険期間	自 令和 6年 10月 12日 12か月 至 令和 7年 10月 12日 午前12時	管 及 轄 店 所 名 在 地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町 2-6-4 カスタマーセンター 0120-530-580 受付時間 9~18時(年末年始を除く)

契約者 独立行政法人 水資源機構 利根
川河口堰管理所 様

東京海上日動火災保険株式会社
上記保険料を領収いたしました。



ご注意

◎この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書をお受け取りください。